

平成23年第3回上峰町議会臨時会会議録

会期 平成23年11月25日 (金曜日) 1日間 本会議1日

平成23年11月25日第3回上峰町議会臨時会は、町議場に招集された。(第1日)	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 吉 田 茂 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 鶴 田 良 弘 議会事務局係長 石 橋 英 次

議事日程 平成23年11月25日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 町長のあいさつ
日程第4 議案上程 提案理由の概要説明
日程第5 議案審議
議案第56号 上峰町職員の給与に関する条例及び上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
日程第6 討論・採決

午前9時35分 開会

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。本日は平成23年第3回臨時会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成23年第3回上峰町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大川隆城君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番寺崎太彦君及び3番橋本重雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（大川隆城君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 町長のあいさつ

○議長（大川隆城君）

日程第3. 町長のあいさつ。

町長のあいさつをお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。平成23年第3回上峰町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、大変御多忙の中、御出席をいただきまして感謝を申し上げます。

本日は、上峰町職員の給与に関する条例及び上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例1議案を上程させていただいております。

よろしく御審議いただきたく存じます。ありがとうございました。

日程第4 議案上程 議案理由の概要説明

○議長（大川隆城君）

日程第4. 議案上程、提案理由の概要説明。

議案上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第56号 上峰町職員の給与に関する条例及び上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

本議案は、人事院勧告に伴い、上峰町職員の給与条例を改正するものでございます。

後ほど、主管課長より補足説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ただいま町長より1議案が上程されました。補足説明を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

皆様おはようございます。私のほうから議案第56号 上峰町職員の給与に関する条例及び上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

皆様方のお手元には、この議案第56号と、あと添付資料といたしまして、本議案の新旧対照表、それと技能労務職員の給与の種類及び基準に関する規則の一部を改正する規則（案）、それとそれに伴いますところの新旧対照表、それと平成23年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則（案）をお渡ししていると思っておりますので、それに従いまして御説明をさせていただきます。

まず、議案第56号の給与条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

1ページ目につきましては、改正前と改正後の行政職（一）の給与表でございます。左側が改正後、右側が改正前となっております。1ページ目は変わりございません。

2ページ目をごらんいただきますと、ちょっと見にくいかとは思いますが、アンダーライ

ンをつけております。左側の表の左から1級、2級、3級、4級、5級、6級となりますが、その5級のところの下から4行目でございますが、37号給363,800円、これが右側に移りますと、364,200円でございます。改正前が364,200円で、改正後は363,800円ということになりまして、5級の37号給以下につきましてが少なくなってきました。改正するところでございます。

それと、その右側6級でございますが、右側の表が改正前でございます。29号給379,500円のところにアンダーラインを引いていると思います。左側の表と対比してもらいますと、左側の表では379,100円ということで400円少なくなっております。6級につきましては、29号給から以下につきましてが減額と、そういったところでございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思っております。

3ページにつきましては、3級の61号給から以下が少なくなっております。左の表で申しますと、左から3番目が3級でございますが、それを下のほうにちょっと目を通していただきますと、61号給327,800円とあると思っております。右側の表でいいますと、328,100円ということで300円減額になっております。それ以降につきましてが減額ということになります。

それから4級でございますが、4級につきましては、45号給でございます。新たな給与でいいますと、351,600円。旧給与でいいますと、352千円ということで、それ以下につきましてが減額となります。

それから、4ページをめくっていただきますと、改正後の左側の給与表でいいますと、2級のほうです。2級の77号給292千円ということで表示してありますが、右の表を見ていただきますと、292,300円ということで300円の減ということになります。2級につきましては、77号給から以下が少なくなるという形になります。

それで、1級につきましては改正はございません。変更はございません。

5ページをめくっていただきますと、1級のところが93号給までございますが、1級については改正がございません。

6ページにつきましては、2級のところの125号給までございますが、改正したところでございます。

あと、再任用の職員については、それぞれの額になっております。下がってきております。

6ページまでは以上でございます。あと7ページでございますが、7ページの「附則（平成18年上峰町条例第6号）」ということで表示しておりますが、これにつきましては、平成18年給与条例の改正を行った際の附則でございます。

それで、平成18年に構造改革におきまして、給与表の改正が行われております。以前の1号給から2号給までの間を4分割して給与表がつくられまして、その際に、旧号給から新号給に移行する際に、減額対象となった職員がおります。その職員については、不利益処分的なことに金額が下がるわけでございますので、これにつきましては、給与の保障をしてきた

ところでございますが、調整を行ってきております。その調整率につきましては、今度人事院勧告で100分の99.1から100分の99.59ということで、少なく調整率が下がってきておりますので、今回改正をお願いするところでございます。給与表の切りかえに伴う経過措置の分でございます。

こういったことが過去の年度の改正による附則の改正が伴いますので、今回の給与条例につきまして、ちょっとくどらしいような表現となりましたが、上峰町職員の給与に関する条例及び上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例ということで、表題をつけさせていただいたところでございます。

新旧対照表につきましては以上で終わります、議案第56号をごらんいただきたいと思います。

1 ページ目、2 ページ目、それから3 ページ目、4 ページ目の部分につきましては、改正後の給与表を掲載をさせていただいております。

それから、第2条といたしまして、「上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年上峰町条例第6号）の一部を次のように改正する。」ということで、表の一番下のところに書かせていただいておりますが、その次のページをめくっていただきますと、「附則第7項中「100分の99.59」を「100分の99.1」に改める。」ということで書かせていただいております。先ほど済みません、改正前の分が「100分の99.59」で、改正後は「100分の99.1」ということでございますので、先ほどちょっと誤ったことを申し上げまして失礼いたしました。

今申し上げたように、そういった形でございます。

ちなみに、平成21年度の改正率につきましては、99.82、平成22年度の調整率が99.59、平成23年度が99.1ということでなっております。

附則につきましてはでございますが、施行期日につきましては、「平成23年12月1日から施行する。」ということで取り扱っております。

それから、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置といたしまして、この分につきましては4月にさかのぼって、4月、5月、6月給与の分、それに、その分につきましては、12月の期末手当から差し引くと、そういったことをこの2項のところでは書かせていただいているところでございます。2項の1号がそうございまして、あと2号のほうにつきましては、平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額と書いておりますが、この分は6月の期末手当についても差し引くと、この分をですね。その分でございます。それで、その分につきましては、今まで支給した給与並びに6月の期末勤勉手当の分については、この0.37を乗じて得た額につきまして12月の期末勤勉手当から差し引いて支給すると、そういったことをこの附則では書かせていただいているところでございます。

あと例えば、育児休業の職員とか休職の職員、それに勤務をしなかった職員、それはおりませんけれども、そういった職員につきましては、先ほど申し上げました期末手当の特例に関する規則、それにおきましてその給与を支給しなかった部分については、当然12月の期末勤勉手当からは差し引かれませんが、そのことを規則の中でうたっていくということをしているところでございます。

あと、附則の中に「行政職給料表」というところで書かれておりますが、ここの部分につきましては、1級から6級まで書いておりますが、そこまでは減額対象にならないということでございます。例えば、1級の1号給から93号給までは減額されておられませんので、そういったことに明示しているところでございます。

それで、今回の人事院勧告でございますが、月例給につきまして平均0.2%下げるということで、年間給与でいいますと、15千円ほど減額するということになっております。

それと、この月例給について申し上げますと、年齢層によって段階的に下げるということになっております。50代については最大で0.5%、40代後半については0.4%、40代前半層については0から0.3%、若年層は据え置きということになっております。これにつきましては、先ほど申し上げました給与表の中でのことでございますので、御本人がどういった級の何号給に位置づけられているかによりまして、減額幅というのもそれぞれで異なってくるということになります。

続きまして、特別給と申し上げますか、期末勤勉手当につきましては、改定が見送りとなっております。3.95カ月分だと思っておりますが、その分につきましては、昨年度、減額改定が行われておりましたが、今回改定は見送られております。

それとあと、実施日のことでございますが、先ほど申し上げましたように12月1日の施行ということになりますが、附則のところでお書きしておりますように、4月にさかのぼって遡及すると。過去にお支払した分を戻すということはやちょっとできませんので、その分につきましては、12月の期末勤勉手当から差し引くと、そういった措置になります。

それとあと、先ほど申し上げました平成18年に行われました構造改革関係の経過措置といたしまして調整率がございましたが、その調整率につきまして、現行の100分の99.59を100分の99.1に改正すると、そういったものでございます。

あと、添付資料といたしまして、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する規則の一部を改正する規則を提出いたしておりますが、この件につきましては、一般職の給与条例と同等に改正するものでございますので、この説明を省略をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案審議

○議長（大川隆城君）

日程第5．議案審議。

議案第56号 上峰町職員の給与に関する条例及び上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（橋本重雄君）

今回の改定は、人事院勧告によりますと、0.2%ということで説明今ございましたが、当町の職員さんに当てはめたら何%になるかをお尋ねします。

それともう1つ、行政職の方と技能労務職の方の一番上の等級と号給、それと再任用はですよ、ちょっと私も勉強不足であれですけど、今回変わっていますけれども、退職をするときの等級がそのままスライドするものかどうかということをお尋ねいたします。

○総務課長（池田豪文君）

まず、月例給の本町におけるパーセントでございますが、本町におきましては0.41%でございます。

あと、行（一）の最高号給は、6級の66号給でございます。それから、行（二）の最高号給でございますが、4級の100号給でございます。

あと、再任用の職員関係でございますが、再任用につきましては、また条例の中に入っておりますので、それで今現在の号給がそのままスライドするということはございません。減額されますので。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

今回のこの改正によりまして、ちょっとお尋ねですけれども、それぞれの年代の平均給与と申しますか、ちょっとわかったら教えてもらいたいと思います。30代、40代、50代、課長職、それぞれの平均給与、この年代の給与平均がわかれば教えていただきたいんですけども。

○総務課長（池田豪文君）

給与実態調査では統計をとっておりますが、それをちょっと今、手元に持ってきておりませんので、後で御報告させていただきたいと思っております。

○議長（大川隆城君）

よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

○8番（吉富 隆君）

この人事院勧告に伴っての減額措置でございますが、上峰町におきましては人事委員会というのはございません。県だけしかございませんが、どうしてもこの上峰町において減額をやらざるを得ないのかどうなのか、その1点をまずお尋ねしたいと。減額をしたとすれば、上峰町においてどれくらいの金額の減額に、総額で結構ですけれども、教えていただきたいなと思います。

○総務課長（池田豪文君）

先般、県のほうで総務担当といいますが、給与担当の市町の課長会議等もございまして、その中で、人事院勧告等について県のほうから説明があったわけでございますが、本町といたしましても財政的に厳しい状況でございますので、これを行わずに県下の市町の中で、少数的に行わないというのは、非常に県、国に対してもいかなものかということも思いますので今回当然行っていくべきだと、そういう判断をしているところでございます。

あと、影響額につきましては企画課長から申し上げます。

○企画課長（北島 徹君）

おはようございます。お尋ねの人事院勧告を実施した場合の影響額でございますが、減額の1,379千円というふうになります。

以上でございます。

○8番（吉富 隆君）

今、総務課長さんから御説明をいただきましたけれども、理解を私もするところではございますが、各佐賀県の町の10町の中で、給料体制というのが上峰町については、何番目ぐらいに当たるんですか。お尋ねをします。

○総務課長（池田豪文君）

何番目というのは、ちょっと比較はできないところでございます。と申しますのは、1級、2級、3級、4級、5級とかございまして、その中で主事補に位置づけるのが何年とか、主任に位置づけが何年、そういったものの規定というのはそれぞれの町で異なったりしますので、本町におきましては、ほかの9町に比べまして高いとは思ってはおりませんが、それを順番ということでは、そういう資料もございませんので、ちょっとわからないところでございます。

○8番（吉富 隆君）

できないことはないと思います。これは。町と市の給料の格差というのも大きくございまして、佐賀県では、市では、佐賀、唐津、鳥栖というのがずば抜けておるはずなんです。各町においてもそういった差があるのではないのかなと。そういった中で、人事院勧告で給料アップのときもやってきていますので、下げるときもやらざるを得ないということはおわかりですが、今現在、上峰町においても財政が厳しいという中で、議員もしかり、職員さんも減額をしてまいりました。そうしますと、平成23年度からは、職員さんにおいては、財

政が厳しいからといって6%、4%とかいうようなことでやってまいりましたが、ゼロペースに戻っております。そういう観点からすると減額はやむを得ないのかなと、財政もそれぞれ立ち直ってきてつつあるのではないかなと思っております。そういうことを考えると、減額はせざるを得ないと。しかしながら、財政は厳しいという今、回答のようでございますが、そこら辺についてのバランスがとれていないんじゃないかと思えます。何はともあれ、財政が一番厳しい中でも、人件費というのがウエートを占めております。上峰町においても人件費が7億円前後だと思っておりますが、そうしますと非常にこのウエートから見れば、人件費だと思っております。

いろいろな問題が、減額をするに当たってはあるようでございますが、本当にこの減額はいいにしても今後の上峰町の財政の再建については、慎重に考えていただかなければならないと私は強く要望しておきたいというふうに思っております。いい機会でございますので、この問題については、今まで減額を職員さんにもお願いをしているにもかかわらず、戻された。いろいろな問題も戻されたということだけは頭の隅に入れておいていただきたい。今後の12月定例会、来年、年明けの当初予算問題等々に大きな影響を与えるのではないかなと私は心配をしておるところでございますので、慎重に取り組みのほどを行政のほうに要請をしておきます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（橋本重雄君）

今の8番議員さんの質問の関連なんですけれども、県下でどのくらいかという御質問だったと思うんですけれども、今うちのラスパイレース指数は佐賀県下の全体のが出ていたらちょっと公表をお願いしたいし、出ていなかったらもうどうしようもありませんのでいいですけども、大体幾らぐらいになっているかお知らせをお願いします。

○総務課長（池田豪文君）

正確な数字をちょっと手元に持ってきておりませんが、93ぐらいだったと思っております。

○議長（大川隆城君）

よろしいでしょうか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

ないようですので、議案第56号の質疑を終結いたします。

日程第6 討論・採決

○議長（大川隆城君）

日程第6. 討論・採決。

これより議案第56号 上峰町職員の給与に関する条例及び上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大川隆城君）

起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、会議を閉じます。

平成23年第3回上峰町議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前10時2分 閉会

上峰町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 大川隆城

上峰町議会議員 寺崎太彦

上峰町議会議員 橋本重雄